

国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託に関し、プロポーザル方式により受注候補者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年8月31日まで

(4) 委託料上限額

79,950,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

本公募の参加にあつては、応募時に以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加資格者名簿（測量、設計、工事のいずれか）に登録されていること及び入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施工令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 平成21年度以降、延面積330㎡以上の重要文化財建造物（令和6年4月1日時点の指定を含む）に関する保存修理工事の設計業務、施工業務又は同一物件の設計施工業務を元請けとして受注し、完了した実績を有すること。
- (7) 平成21年度以降、重要文化財建造物に関する耐震診断又は耐震補強設計の業務を元請けとして受注し、完了した実績を有すること。ただし、同一物件で耐震診断と耐震補強の両方を実施した場合は1件として計上する。

4 スケジュール

令和6年6月10日（月）公募開始

6月24日（月）午後5時まで 参加申請書提出期限

現地視察申し込み期限

6月28日（金）現地視察（日時は各応募者と相談の上決定）

7月 2日 (火)	午後5時まで	質問書提出期限
7月 8日 (月)	午後5時まで	質問に対する回答 (HP掲載)
7月18日 (木)	午後5時まで	企画提案書の提出期限 (PDF提出※任意)
7月下旬		ヒアリング審査
8月初旬		受注候補者との仕様書内容の調整
8月中旬		受注候補者の決定、選定結果の通知、公表 (HP掲載)
8月下旬		契約締結

5 提出書類の作成要領

提出書類は次の要領に従い作成し、原本1部、写し7部を提出すること。

(1) 参加申請書等

ア 参加申請書 (様式1-①) (正本1部)

イ 誓約書 (様式1-②) (正本1部)

ウ 企業概要 (様式1-③) (正本1部)

参加資格「3参加資格(6)(7)」を満たしていることを確認できる過去の業務実績の書類 (契約書、仕様書、完了届等) の写し。(1部)

エ 過去3年の事業年度の決算書類

貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書、親会社の連結貸借対照表 (連結子会社の場合) 等の写し。(1部)

ア～エを郵送又はFAXにより、「10 提出及び問い合わせ先」まで提出すること。

(2) 質問

ア 技術提案書作成等に関する質問がある場合は、提出先に記載しているメールアドレス宛てに電子メールで質問すること (電話、FAX及び訪問等による質問は不可)。

※電子メールの件名は「【二の丸御殿】(会社名)」とすること。

イ 様式2により作成し電子メールに添付すること。

ウ 質問の受付は令和6年7月2日 (火) 午後5時までとする。

エ 質問の回答は二条城ホームページに掲示する。

(3) 企画提案書

ア 様式等

(イ) 様式3-①から様式3-⑦により作成すること。

(ロ) 様式3-① (企画提案書) の担当者欄は、本公募に関して本市と連絡窓口となる担当者について記入すること。

(ハ) 様式3-②～⑦は、頁数を指定しない限り、各様式につき1頁とする。

(ニ) 書面提出と併せて電子媒体 (PDF) をCD-R等により提出可能(※)。

(※) 任意とする。詳細は「8 ヒアリング審査」参照。

なお、参加申請書が未提出の場合、企画提案書等は受け付けない。

イ 様式3-② (業務取組の方針と体制)

本業務の仕様書の内容を踏まえ、業務の進め方、実施体制、実施スケジュールについて記述すること。

ウ 様式3-③（工事計画1：施工中の公開方法）

本計画では、修理が終わった建物から公開していくことを検討するため、修理前、修理中、修理後の建物棟が混在する状況が段階的に進む。施工中に来城者を入れて公開するための工事計画について記述すること。（※提案にあたっての条件は、修理後の白書院、修理中の黒書院、修理前の大広間、式台、遠待及び車寄を想定した場合の公開方法とする。ただし、修理中の黒書院の内部に来城者はいれない。）

エ 様式3-④（工事計画2：文化財保護）

文化財保護に配慮した工事計画について記述すること。（※提案にあたっての条件は、上記ウと同じとする。）

オ 様式3-⑤（施工後の公開活用）

公開活用に関わった事例のうち、二之丸御殿に活用できる過去の事例と、そこで工夫した点を簡潔に記述すること。（※事例は2点以内。）

カ 様式3-⑥（耐震診断・補強計画）

重要文化財建造物の耐震診断と補強案を検討する上で、どのような工夫ができるか、過去の事例に基づき、記述すること。

キ 様式3-⑦（独自提案）

上記イ～カ以外で、本業務の目的に沿った独創的な提案事項について記述すること。（※提案事項は2件、2頁まで。）

(4) 過去実績一覧表（様式4）

以下の項目について、平成21年度以降の実績を提出すること（各5点以内）。また、契約の相手方、業務名、完了日が分かる完成書類の写しを添付すること。

なお、守秘義務がある場合、受注金額に関しては黒塗りすることは可能とする。

ア 「3参加資格(6)」の要件（様式4-①）

イ 「3参加資格(7)」の要件（様式4-②）

(5) 見積書（様式5）

本委託業務を受注するにあたっての見積金額（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。見積書は、一式計上ではなく、項目ごとの内訳を明示すること。税額も含めて、委託料限度額の範囲内で提案すること。

6 現地視察

(1) 日時：令和6年6月28日（金）午前10時～午後5時の間を予定する。

開始時間は、本市が参加者と相談して決定し、時間は2時間以内とする。

(2) 集合場所：元離宮二条城事務所

(3) 注意事項：

ア 現地視察を希望する参加者は会社名称、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、担当者名、視察者の人数を明記のうえ（様式自由）、「10 提出及び問い合わせ先」までFAXで申し込むこと。送信後にFAXの受信を電話で確認すること。

イ 現地視察の参加人数は、1者につき5名以内とする。

ウ 申し込み期限は令和6年6月24日（月）午後5時とする。

なお、本プロポーザル参加に当たり、現地視察は必須ではない。

7 受注者の選定方法等

- (1) 受注者の選定は、別紙「評価基準」により企画提案書の書類審査及びヒアリング審査を行い、合計点が60点以上（100点満点）の評価を得た者のなかで最も高い評価を得た者を受注候補者として選定し、本業務委託契約の締結に関し優先的に交渉するものとする。
- (2) ヒアリング審査では、本業務を受託した場合に現場での管理責任者及び計画策定担当主任技術者等として配置を予定している者への質疑を行うことから、当該担当予定者を必ず出席させること。本業務受注後、本市の同意を得ずに、その者を現場責任者として配置しない場合、業務不履行と見なす場合があるため、留意すること。
- (3) 参加者が1者のみであっても、当プロポーザルは成立するものとし、提案書を審査のうえ、妥当であると判断された場合は、受注候補者として選定する。
- (4) 受注候補者の選定後、本市は受注候補者と委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合、本市は次点となった者と交渉を行うものとする。
- (5) 受注候補者の選定後の交渉にあたっては、企画提案書の独自提案が採用された場合、仕様書の一部を変更する場合がある。ただし、提出された見積金額の増額は行わない。
- (6) 各提案者に審査結果を通知するとともに、京都市情報館、二条城ホームページにおいて、参加者全員の名称及び評価点を公表する。
- (7) 審査は、以下の委員が行う。ただし、審査当日、やむを得ない理由で委員が欠席となった場合は、他の者（元離宮二条城事務所が指名した本市職員）が審査を行う。

【審査委員】（6名）

文化市民局元離宮二条城事務所所長

文化市民局文化芸術都市推進室担当部長

文化市民局元離宮二条城事務所総務課長

文化市民局元離宮二条城事務所保存整備担当課長

都市計画局公共建築部公共建築企画課長

都市計画局公共建築部公共建築企画課設備企画担当課長

8 ヒアリング審査

- (1) 日時
7月下旬 ※詳細等は別途通知する。
- (2) 集合場所
元離宮二条城事務所
- (3) 注意事項
 - ア 審査では、仕様書に示す管理責任者及び計画策定担当主任技術者として配置を予定している管理技術者等が説明を行うこと。
 - イ 審査での企画提案書の説明にあたって、必要であれば本市のプロジェクター等を使用できる。映像を映すためのパソコン、スクリーン、プロジェクターは二条城事務所で用意する。必要な場

合は「10 提出及び問い合わせ先」に連絡すること。

ウ 審査当日に映像に映すことができるのは、企画提案書の提出時に添付した電子媒体（PDF）とする。企画提案書と同じ書式、内容とし、審査当日の説明用に追加編集したものは認めない。

9 その他

- (1) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出期限以降における技術提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (5) 企画提案書に記載された見積金額が委託料の上限額を超えた場合、及びヒアリング審査に現場責任者として配置を予定している管理技術者等を出席させない場合は、失格となる。
- (6) 参加申請書又は企画提案書に虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受注によって、本件に関連する業務等を優先的に受注できることはない。また、関連する業務の受注資格に影響を及ぼすこともない。
- (8) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。包括的な業務の再委託を禁止する。例外として、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

10 提出及び問い合わせ先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541

京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備係（担当：岡村・丸山）

TEL：075-841-0096

FAX：075-802-6181

E-mail：nijojoc@city.kyoto.lg.jp